

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部長

「『第7波』感染急拡大継続への対応～岐阜県BA. 5対策強化宣言～」について

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に依然として歯止めがかかりません。一日あたり新規陽性者数は、8月9日（火）に過去最多となる4,725人が確認され、人口10万人あたりの新規陽性者数（7日間移動合計）も、1,000人を超える高い水準で推移しています。また、幅広い世代かつ県内全域で感染が拡大しています。

病床使用率は50%以上で推移しています。また、コロナに係る医療だけでなく、一般医療に多大な影響を及ぼしている状況も続いています。

こうしたことから、本日、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、「『第7波』感染急拡大継続への対応～岐阜県BA. 5対策強化宣言～」の内容を強化するとともに期間の延長等が決定されましたので、お知らせします。

また、各事業所等におかれましては、引き続き、基本的な感染防止対策（マスク着用、手指消毒、密回避、こまめな換気、体調不良時の行動ストップ）、事業所等に感染を持ち込まない水際対策（職員の体調不良時の出勤自粛等）を徹底いただきますようお願いいたします。

記

主な変更点（下線部）

1 対策の強化

【県の取組み】

＜医療・療養・検査体制＞

○ 予防的検査

- ・ 福祉施設、小学校、幼稚園、保育所などの職員に対する予防的検査を9月末まで延長（変更前：8月末）

【事業者の皆様への要請】

＜医療・療養・検査体制＞

- 従業員などの療養開始・終了の際や濃厚接触者としての待機期間が経過した際、医療機関が発行する検査証明書の提出を求めないこと
- 医療機関や保健所などが発行する療養証明書の提出を求めないこと

2 実施期間の延長

- 8月5日（金）～9月4日（日）（変更前：～8月21日（日））

[添付資料]

- ・『『第7波』感染急拡大継続への対応～岐阜県B.A. 5対策強化宣言～』（令和4年8月19日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		